

公布された規則のあらまし

佐賀県現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（規則第八一号）

1 最高号給を含む高位の号給から昇格した場合の給料月額を増加額を縮減するため、現業職給料表昇格時号給対応表の改正を行うこととした。（別表第五関係）

2 この規則は、平成二五年一月一日から施行することとした。